

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和七年三月二十七日

広島県監査委員

小林秀矩

同

山下智之

同

門前智

同

三田利江子